

徳島県認知症介護実践研修事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県とする。

3 事業の実施

事業の実施主体である徳島県は、適正な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）、又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設、事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、事業の実施主体の長である徳島県知事（以下「知事」という。）は、本事業を受託する介護保険施設・事業者等に対し、事業が適正かつ効果的に行われるよう、適正な指導、助言を行うものとする。

4 事業の内容

認知症介護実践研修

(1) 研修対象者

介護保険施設、事業者等に従事する介護職員等であって、知事が適当と認めた者

(2) 研修内容

認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。

ア 実践者研修

認知症介護の基本的理念、基礎的知識の普及、修得を図る。

イ 実践リーダー研修

実践者研修で得られた基本的知識をさらに深め、施設、事業所において、ケアチームを効果的、効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

(3) 実習施設

介護保険施設、事業者等有する施設で、知事が適切に研修を行うことができると認められる施設を、実習施設とする。

(4) 研修受講の手続

ア 受講の手続は、所属の介護保険施設、事業者等の長を通じて知事に申し出るものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

(5) 修了証書

ア 知事は、本研修の修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 知事は、本研修の修了者について、氏名、修了年月日、修了証書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

5 研修実施上の留意事項

(1) 実習施設は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(2) 実習施設はこの事業を行うため、ケース記録のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(3) 研修の実施に当たっては、実習施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導に当たるものとする。

(4) 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等に掛かる実費相当分について負担するものとする。

6 その他

本要綱に定めのない事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

徳島県認知症対応型サービス事業管理者研修実施要綱

1 目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県とする。

なお、徳島県が適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、事業の実施主体の長である徳島県知事（以下「知事」という。）は、本事業を受託する介護保険施設・事業者等に対し、事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

3 認知症対応型サービス事業管理者研修の内容

(1) 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者であって、かつ認知症介護実践研修における実践者研修（「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」

（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

(2) 実施内容

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所，共用型指定認知症対応型通所介護事業所，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定看護小規模多機能型居宅介護事業所，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所，共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

(3) 研修受講の手続等

ア 受講を希望する者は，当該事業所が所在する市町村の長を通じて知事に申し出るものとする。

イ 知事は，受講の申込みに基づき，受講者を決定し，研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 知事は，研修修了者に対し，修了証書を交付するものとする。

イ 知事は，研修修了者について，氏名，修了年月日，修了証書番号等必要事項を記載した名簿を作成し，管理するものとする。

4 実施上の留意事項

(1) 知事は，認知症介護指導者養成研修修了者等の協力のもとに研修カリキュラムを策定し，事業に必要な講師を確保するとともに，研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(2) 研修参加者は，研修の実施に必要な費用のうち，教材等に係る実費相当分について負担するものとする。

(3) 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は，本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

5 その他

本要綱に定めのない事項については，別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から適用する。

徳島県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要綱

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県とする。

なお、徳島県が適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅介護サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、徳島県知事（以下「知事」という。）は、本事業を受託する介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

3 小規模多機能型サービス事業等計画作成担当者研修の内容

(1) 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって徳島県認知症介護実践研修（徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む）を修了している者とする。

(2) 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得させるための研修を実施する。

(3) 研修受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて知事に申し出るものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、氏名、修了年月日、修了証書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

4 実施上の留意事項

(1) 知事は、認知症介護指導者養成研修修了者等の協力のもとに研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(2) 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等に係る実費相当分について負担するものとする。

(3) 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

5 その他

本要綱に定めのない事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

徳島県認知症対応型サービス事業開設者研修実施要綱

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、徳島県とする。

なお、徳島県が適正な事業運営が確保できると認める介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、事業の実施主体の長である徳島県知事（以下「知事」という。）は、本事業を受託する介護保険施設・事業者等に対し、事業が適正かつ効果的に行われるよう、適正な指導、助言を行うものとする。

3 認知症対応型サービス事業開設者研修の内容

（1）研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者である者とする。

（2）実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

（3）研修受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて知事に申し出るものとする。

イ 知事は、受講の申込みに基づき、受講者を決定し、研修生として登録する。

（4）修了証書の交付等

ア 知事は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

イ 知事は、研修修了者について、氏名、修了年月日、修了証書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

4 実施上の留意事項

- (1) 知事は、認知症介護指導者養成研修修了者等の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。
- (2) 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等に係る実費相当分について負担するものとする。

5 その他

本要綱に定めのない事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から適用する。